

岩見沢市助産施設設置条例施行規則の一部を改正する規則の概要

第1 改正の趣旨

健康保険法施行令等の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行う。

第2 改正の内容

出産育児一時金等の支給額が引き上げられたことに伴い、助産施設入所基準係る、出産一時金の額を、現行の40.8万円から48.8万円に引き上げる。

第3 施行期日

令和5年4月1日

岩見沢市規則第10号

岩見沢市助産施設設置条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

岩見沢市長 松野 哲

岩見沢市助産施設設置条例施行規則の一部を改正する規則

岩見沢市助産施設設置条例施行規則（昭和62年規則第11号）の一部を次のように改正する。

第3条中「40万8,000円」を「48万8,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の岩見沢市助産施設設置条例施行規則第3条の規定は、施行日以後の出産に係る入所者について適用し、施行日前の出産に係る入所者については、なお従前の例による。